

新	旧
<p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条 令第1条第1項第8号の規定による<u>旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。</u></p> <p><u>(2) 浴室は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 洗い場の床は、<u>汚水が滞留しない構造であること。</u></p> <p>エ～ケ 略</p>	<p>(ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条 令第1条第1項第11号の規定による<u>ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) ロビーその他の宿泊者の共用に供する設備を有すること。</u></p> <p><u>(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。</u></p> <p>イ <u>和式の構造設備による客室は、寝具類を収納する設備を有すること。</u></p> <p><u>(3) 浴室は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>洗い場の床及び床面から少なくとも1メートルの高さまでの内壁は、耐水材料で造られ、かつ、汚水が滞留しない構造であること。</u></p> <p>エ～ケ 略</p> <p>(旅館営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第3条 令第1条第2項第10号の規定による<u>旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 客室は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>客室と他の客室は、壁、板戸、ふすま等で区画され、客室と他の客室以外</u></p>

新	旧
<p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第3条 令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。ただし、次の要件を満たすものについては、この限りでない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア <u>客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。</u></p>	<p><u>の部分との境は、壁造りであること。</u></p> <p>イ <u>客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。</u></p> <p>ウ <u>和式の構造設備による客室は、寝具類を収納する設備を有すること。</u></p> <p>(2) <u>便所は、採光又は照明及び換気のための適当な設備を有すること。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、浴室に係る旅館営業の施設の構造設備の基準については、前条第3号の規定を準用する。</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第4条 令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。ただし、<u>法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とし、かつ、客室の延床面積を33平方メートル未満とする施設であって、次の要件を満たすものについては、この限りでない。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア <u>客室の床面積は、それぞれ4.5平方メートル以上であること。</u></p> <p>イ <u>階層式寝台の階層数は、2層までとすること。</u></p> <p>ウ <u>寝台の長さは、1.8メートル以上とし、幅は、0.9メートル以上とすること。</u></p>

新	旧
<p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、浴室に係る簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、<u>第2条第2号</u>の規定を準用する。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第4条 令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア <u>客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、浴室に係る下宿営業の施設の構造設備の基準については、<u>第2条第2号</u>の規定を準用する。</p> <p>(構造設備の基準の特例)</p>	<p>エ 略</p> <p>オ <u>客室と他の客室は、壁、板戸、ふすま等で区画され、客室と他の客室以外の部分との境は、壁造りであること。</u></p> <p>カ 略</p> <p>(3) <u>便所は、採光又は照明及び換気のための適当な設備を有すること。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、浴室に係る簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、<u>第2条第3号</u>の規定を準用する。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第5条 令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア <u>客室の数は、5室以上であること。</u></p> <p>イ <u>客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。</u></p> <p>ウ <u>客室と他の客室は、壁、板戸、ふすま等で区画され、客室と他の客室以外の部分との境は、壁造りであること。</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>和式の構造設備による客室は、寝具類を収納する設備を有すること。</u></p> <p>(2) <u>便所は、採光又は照明及び換気のための適当な設備を有すること。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、浴室に係る下宿営業の施設の構造設備の基準については、<u>第2条第3号</u>の規定を準用する。</p> <p>(構造設備の基準の特例)</p>

新	旧
<p><u>第5条</u> 市長は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項各号に掲げる施設について、施設の設置場所その他特別の事情により、公衆衛生上支障がない範囲内において、<u>第2条及び第3条</u>に規定する施設の構造設備の基準を緩和することができる。</p> <p>（社会教育に関する施設等の周辺における<u>旅館業</u>の許可）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>（衛生に必要な措置の基準）</p> <p><u>第7条</u> 法第4条第2項に規定する換気、採光及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>旅館業</u>の施設は、必要に応じ直接外気に接する窓その他の開口部を開閉する等により換気及び採光が十分に保たれなければならないこと。</p>	<p><u>第6条</u> 市長は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項各号に掲げる施設について、施設の設置場所その他特別の事情により、公衆衛生上支障がない範囲内において、<u>第2条から第4条まで</u>に規定する施設の構造設備の基準を緩和することができる。</p> <p>（社会教育に関する施設等の周辺における<u>営業</u>の許可）</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>（衛生に必要な措置の基準）</p> <p><u>第8条</u> 法第4条第2項に規定する換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>営業</u>の施設は、必要に応じ直接外気に接する窓その他の開口部を開閉する等により換気及び採光が十分に保たれなければならないこと。</p> <p>（2） <u>営業の施設の照明は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに掲げる照度を有すること。</u></p> <p><u>ア 客室、応接室及び食堂 70ルクス以上</u></p> <p><u>イ 調理室及び配膳室 150ルクス以上</u></p> <p><u>ウ 浴室、洗面所、便所等 30ルクス以上</u></p> <p><u>エ 廊下及び階段 30ルクス以上（深夜にあっては、10ルクスまで減ずることができる。）</u></p> <p>（3） <u>営業の施設は、次の防湿の措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 排水設備は、流通を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。</u></p>

新	旧
<p>(2) <u>旅館業の施設の内外は、定期的に清掃し、害虫、ねずみ族等の発生の防止及び駆除に努めること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>従業者が感染性の病気にかかったとき又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>入浴施設については、次の措置を講ずること。</u> ア～シ 略</p>	<p><u>イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。</u></p> <p>(4) <u>営業の施設の内外は、1日に1回以上清掃し、害虫、ねずみ族等の発生の防止及び駆除に努めること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>従業者が感染性の病気にかかったとき又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>客室の定員は、次のアからウまでに掲げる営業の区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによること。</u> ア <u>ホテル営業及び旅館営業 洋式の構造設備による客室にあつては4.5平方メートルにつき1人、和式の構造設備による客室にあつては3.5平方メートルにつき1人。ただし、省令第5条第1項各号に掲げる施設にあつては、1.65平方メートルにつき1人とすること。</u> イ <u>簡易宿所営業 客室1.65平方メートルにつき1人。ただし、客室の延床面積が33平方メートル未満の施設（省令第5条第1項第1号から第4号までに掲げる施設を除く。）にあつては、客室の定員の合計は、客室の延床面積3.3平方メートルにつき1人として算定した数を超えないこと。</u> ウ <u>下宿営業 客室3.5平方メートルにつき1人</u></p> <p>(10) <u>入浴施設については、次の措置を講ずること。</u> ア～シ 略</p>

新	旧
<p>ス 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する施設は、<u>定期的に清掃し</u>、常に清潔に保つこと。</p> <p>セ 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>(衛生措置の基準の特例)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、省令第5条第1項各号に掲げる施設については、<u>第7条第6号ア及びイ</u>に掲げる基準に関し必要な特例を定めることができる。</p> <p><u>第9条～第11条</u> 略</p>	<p><u>ス</u> <u>共同用の浴室には、適当な数の洗面器及び腰掛けを備えること。</u></p> <p>セ 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する施設は、<u>1日に1回以上</u>清掃し、常に清潔に保つこと。</p> <p>ソ 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p>(衛生措置の基準の特例)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、省令第5条第1項各号に掲げる施設については<u>第8条第2号アからエまで並びに同条第8号ア及びイ</u>に掲げる基準に関し、<u>修学旅行等の団体を専ら宿泊させるものについては同条第9号アの基準</u>に関し必要な特例を定めることができる。</p> <p><u>第10条～第12条</u> 略</p>